

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
1	質問	委託レベル	2	第1	1	(4)	2)	①、②	委託レベルとは、公営社団法人 日本下水道協会が発刊した「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン」に記載の内容に則るものと考えて宜しいでしょうか。	別紙要求水準書（案）の3項の用語の定義のとおりです。
2	質問	委託レベル	2	第1	1	(4)	2)	①、②	委託レベル2は上限金額が設定された修繕、委託レベル3は上限金額がない修繕及び更新と考えてよろしいでしょうか。	No. 1の回答を参照ください。
3	質問	業務内容（維持管理・運營業務：消化ガス有効利用設備）	2	第1	1	(4)	2)	④	消化ガス有効利用設備は民設民営の事業であり、受託者としての事業ではないことから、ここでの「維持管理・運営」とは事業者自身による有効利用事業の実施・運営という意味であると理解して宜しいでしょうか。	本事業の業務範囲は、第1の1項の(4)の業務範囲を全て包含するものであり、基本契約で消化ガス有効利用事業も紐づけた不可分一体の事業契約となります。このため、消化ガス有効利用事業の実施・運営だけで完結せず、他の事業との運営面での関連が発生します。
4	質問	事業期間（設計業務）	3	第1	1	(6)	1)	①	設計業務委託契約の締結日として、スケジュール（p.7）では、令和4年4月13日となっていますが、当該予定から実際の設計業務委託契約締結日が相当程度遅れた場合、本業務の設計期間の終了時期は令和4年8月23日から相当程度経過するときまでご調整頂けると考えて宜しいでしょうか。	「添付資料2_事業に係るリスク分担」の設計段階に記載のとおりですが、事業者の帰責事由によらない場合は、双方の協議による調整事項とします。
5	質問	事業期間（汚泥脱水設備等）	3	第1	1	(6)	2)	①	委託レベルが3となる「改築後」の起算点は、関連設備の工事が完成（令和14年3月31日予定）したときとの理解で宜しいでしょうか。	汚泥脱水設備等の施工期間内において（汚泥脱水設備及び補機設備は令和10年3月31日、関連設備は令和14年3月31日）、順次、部分引渡を受けたものから委託レベル3となります。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
6	質問	バイオマス受入設備	3	第1	1	(6)	4)	バイオマス受入設備に必要な許可について、産業廃棄物処理施設設置許可は貴市、産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業(中間処理)の許可は事業者が取得するとの理解で宜しいでしょうか。 また、脱水ケーキ搬出・処分は許可含め事業者の業務範囲外との理解で宜しいでしょうか。	バイオマス受入設備は、廃掃法における産業廃棄物処理施設設置許可の対象外です。バイオマス受入設備における処分については、産業廃棄物処分業が必要となり、事業者を取得していただきます。 事業者提案により収集運搬業を行う場合は、産業廃棄物収集運搬許可が必要となります。脱水ケーキ搬出・処分はバイオマス受入事業の範囲外です。
7	質問	事業期間(バイオマス受入設備)	3	第1	1	(6)	4)	① 貴市が産業廃棄物処理施設設置許可を取得される予定時期はいつ頃を想定されてますでしょうか。当該許可の取得予定時期が遅れた場合、バイオマス受入設備の建設工事完了予定(令和8年3月31日予定)について、変更をご検討頂けるとのと考えて宜しいでしょうか。	産業廃棄物処理施設設置許可の取得は、令和6年3月末までの取得を予定しております。本市の帰責事由により工事完了が遅延した場合は、変更を検討します。
8	質問	バイオマス受入設備の処理能力	3	第1	1	(6)	4)	① 産業廃棄物処理施設の設置許可を取得することですが、許可上の制限によって処理能力に上限がありましたらご教示ください。また、別の理由で処理量に制約がある様でしたら、あわせてご教示ください。	産業廃棄物処理施設の設置許可上の制限はございません。 ただし、バイオマス受入設備の処理能力は、汚泥脱水設備の処理能力が上限となります。詳細は公告時に示します。
9	質問	事業期間	3	第1	1	(6)	4)	① 「既存の脱水設備及び汚泥焼却設備の産業廃棄物処理施設設置許可」とは、何を意味しているのでしょうか？また、設置許可取得の見込年月日をご教示ください。	廃掃法第15条に規定される内容です。脱水設備及び汚泥焼却設備は、廃掃法施行令第7条第1項及び第3項に規定される産業廃棄物処理施設となります。設置許可の取得は令和6年3月末までの取得を予定しております。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
10	質問	バイオマス受入設備	3	第1	1	(6)	4)	①	<p>バイオマス受入設備の設置に係る廃掃法手続きは、貴市で行うという理解で良いでしょうか？</p> <p>その場合の産業廃棄物の受入品目は、食品系の動植物性残渣、廃油、廃酸、廃アルカリに加え、下水道に好適なバイオマスの活用として事業者が希望する場合は、木質系の木くず、紙くず、繊維くずについても許可取得いただけるかと考えて良いでしょうか？</p>	<p>バイオマス受入設備は廃掃法における産業廃棄物処理施設設置許可の対象外です。産業廃棄物の受入対象は、食品系の下水道に好適なバイオマスです。</p> <p>好適なバイオマスとは、消化ガス発生量の増加及び脱水能力の向上が期待できるものです。</p> <p>受入品目については、提案によりますが、詳細は設計時の協議とします。</p>
11	質問	公設民営（バイオマス受入設備）	3	第1	1	(6)	4)	②	<p>事業者において産業廃棄物処分業の許可取得が必要とされていますが、許可取得に係る事業者の負担が大きく、本事業の実施に関するコスト増大にもつながり得ることを踏まえ、受入バイオマスの廃棄物該当性等の点を含めて、当該許可取得の可否を再検討いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>バイオマス受入事業の維持管理・運營業務を事業者が行うに当たって、産業廃棄物処分業の取得が必須な条件となります。</p>
12	質問	バイオマス受入設備	3	第1	1	(6)	4)	②	<p>事業者が供用開始までに取得する産業廃棄物処分業の中間処理の範囲は、どの設備からどの設備まででしょうか？</p> <p>また、その場合の中間処理の方法は何でしょうか？</p>	<p>バイオマス受入設備全て（余剰汚泥の引抜から消化槽投入まで）です。</p> <p>処理方法は混合処理です。</p>
13	質問	バイオマス受入設備	3	第1	1	(6)	4)	②	<p>廃掃法に基づく技術管理者は、維持管理・運営を行う事業者で選任するという理解で良いでしょうか？</p> <p>また、日本環境衛生センターが主催する技術管理者講習の受講者を選任する場合、受講コースはどれに該当するのでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>また、維持管理・運営につきましては、民営事業ですので、事業者にて確認をお願いします。</p>
14	質問	添付資料2 事業に係るリスク 分担 技術革新	4	No. 61					<p>具体的な事象が想定できないのですが、どのような状況を想定されていますでしょうか。</p>	<p>陳腐化やラインナップ刷新による維持、補修部品等の供給停止に対応する代替品の使用コストなどを想定しています。したがって、本市でこのリスクを分担することはありません。</p>

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
15	質問	添付資料2 事業に係るリスク 分担 バイオマス受入れ	4	No. 67					リスク分担表において、バイオマス受入れに関する排出事業者についてのリスクは事業者負担とありますが、事業者が負う負担は、施設使用料と土地使用料以外にございますでしょうか。	バイオマス受入量に応じて、消化ガス発生量が変化します。このため、事業者提案の消化ガス発生量に係るリスクなどは事業者負担となります。
16	質問	添付資料2 リスク分担表	5				※6 ※7		「一定範囲内の変動は許容する」とありますが、許容するとは市が許容するのでしょうか。事業者が許容するのでしょうか。	本市及び事業者です。許容範囲の詳細については、優先交渉権者決定後の協議となります。
17	質問	事業期間（消化ガス有効利用設備）	5	第1	1	(6)	5)	①	消化ガス有効利用事業契約の締結日として、スケジュール（p.7）では、「各契約の締結」として「令和4年9月初旬から中旬」とされていますが、設計・価格協議及び価格交渉の内容如何によっては当該契約締結が遅れた場合には施工完了期日については、ご調整をご検討頂けると考えて宜しいでしょうか。	第1の6項の（5）の価格交渉までに、（4）で示す設計を進めながら適時複数回の価格協議を実施します。ただし、設計期間は令和4年11月頃に修正を検討しております。修正版を公告時に示します。施工完了日の遅延について、応募者の帰責事由によらない場合は、協議による調整と考えます。
18	質問	バイオマス受入設備使用料等	5	第1	1	(7)	4)	③	バイオマス受入設備の使用料及び処分料（参考値）の算出根拠及び償却期間をご教示ください。	使用料は受入設備の月額償却費です。処分料は汚泥処理施設に係る汚泥処理コストです。
19	意見	本市への支払い	5	第1	1	(7)	4)	③	バイオマス処分料の設定は、排出元との単価交渉に大きく影響を与える要素であり、量の確保にも影響しますので、極力低減していただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
20	質問	収入と支払い	5	第1	1	(7)	4)	③	使用料及び処分料金額につき、「参考値」「予定」との記載がありますが、確定した金額は入札公告時にお示しいただけるものと理解して宜しいでしょうか。	使用料の確定は、優先交渉権者決定後の設計時に行います。処分料は公告時に示します。
21	質問	使用料単価の設定	5	第1	1	(7)	4)	③	「使用料は既存施設と同等の場合は500～600千円/月(参考値)とし、」とありますが、使用料算出の考え方をご教示願います。	使用料は改築する受入設備の月額償却費です。
22	質問	使用料	5	第1	1	(7)	4)	③	使用料は、当該施設の月額償却費との事ですが、償却対象額は、施設建設費全額ですか、一部ですか。また償却年数もご教示ください。	算出根拠は非公表です。
23	質問	使用料	5	第1	1	(7)	4)	③	既存施設と処理規模が変わった場合の施設使用料の考え方について、ご教示ください。	本事業で設置するバイオマス受入設備における月額償却費を使用料とします。なお、使用料の確定は、優先交渉権者決定後の設計時に行います。
24	質問	処分量単価の設定	5	第1	1	(7)	4)	③	「処分量は15～20千円/t(参考値)とする予定である」とありますが、重量は受入れバイオマス消化後の重量を指すものと考え、次の計算式の理解で宜しいでしょうか。 受入れバイオマス処分量(t) = (受入れバイオマス量(Dst) × 消化後残存率(%) × 100) ÷ (100 - 脱水ケーキ(wet%))	処分料は混合汚泥に対してではなく、下水汚泥との混合後の汚泥に含まれるバイオマス量に対して徴収します。処分単価は固形物量を改め、混合汚泥に含まれるバイオマス量とし、500から800円/m3を想定しています。詳細は公告時に示します。費用算出方法は非公表です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
25	質問	処分料	5	第1	1	(7)	4)	③	処分料単価の分母のtは、要求水準書(案) p.69記載の通り、汚泥と混合前のバイオマスの固形分と考えてよろしいでしょうか。	No.24の回答を参照ください。
26	質問	処分料	5	第1	1	(7)	4)	③	処分料単価の分母は、実施方針(案) p.5では「t」、要求水準書(案) p.69では「m ³ 」となっています。どちらが正しいでしょうか。	「m ³ 」です。処分料については、No.24の回答を参照ください。
27	質問	本市への支払い	5	第1	1	(7)	4)	③	実施方針(案)でのバイオマス処分料は15~20千円/t(参考値)と記載ありますが、要求水準書(案)では、15~20千円/m ³ (固形物)と記載されています。15~20千円/t-DS(固形物トあたり)が正しい単位と理解して宜しいでしょうか。	No.26の回答を参照ください。
28	質問	収入と支払い	5	第1	1	(7)	5)	②	消化ガスの売却額につき「参考値」との記載がありますが、確定した下限値は入札公告時にお示しいただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	公告時に示します。
29	質問	消化ガス有効利用設備の市への支払い	5	第1	1	(7)	5)	②	消化ガス有効利用設備の設置に必要な敷地等ならびに水道に対する使用料に関する単価をご教示願います。	公告時に示します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
30	質問	消化ガスの売却額 の下限値	5	第1	1	(7)	5)	②	消化ガス買取額の下限値を下回る単価提案となった場合、失格となるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	質問	消化ガスの売却額 の下限値	5	第1	1	(7)	5)	②	応募者が消化ガス有効利用を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(FIT法)を活用した消化ガス発電事業で提案する場合、令和5年度以降の調達価格は未決定なため、提案時の調達価格である39円/kWhを使用して消化ガス売却額を提案しますが宜しいでしょうか。 また、同法の調達価格が変更された場合、消化ガス有効利用の事業採算性が悪化する可能性があります。応募者の帰責事由には該当しないため、添付資料2 リスク分担表のNO.8：本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等に該当し、設計変更及び所要の契約変更(契約金額を含む)の対象になると考えて宜しいでしょうか。	応募者が消化ガス有効利用を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(FIT法)を活用する提案を行う場合の調達価格は、ご理解のとおり提案時の価格設定で問題ありません。 なお、設計に遅延が発生し、令和5年度の調達価格への変更が必要な場合で、事業者の帰責事由によらない場合は、消化ガス売却額の見直しを行います。
32	質問	事業費の参考額	5	第1	1	(9)			「事業費の参考額は・・・別途応募者に通知する。」とありますが、通知時期は7項第2章2節「募集及び選定スケジュール」に記載の令和4年1月20日、21日「技術対話の実施(参考額提示)」という理解でよいでしょうか。	詳細は公告時に示します。
33	質問	事業費の参考額	5	第1	1	(9)			「事業費の参考額」について、概略の想定値で結構なので公告のタイミングで提示いただけないでしょうか。	詳細は公告時に示します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
34	質問	見積提出時期	5	第1	1	(9)		「競争参加者からの見積り」とありますが、設計・施工及び維持管理費の見積りの提出は、いつでしょうか。	令和3年12月22日を予定しております。
35	質問	事業費に係る参考額	5	第1	1	(9)		事業費の参考額について、設定時期および応募者への通知時期をご教授ください。また、「同種工事等や競争参加者からの見積りを踏まえて」とありますが、その場合、二次審査時の見積書より設定されるものと理解しますが宜しいでしょうか。	詳細は公告時に示します。
36	質問	事業者の募集及び選定の方法	6	第2	1			技術提案・交渉方式を採用するとの記載がありますが、同方式中、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に記載されている設計交渉・施工タイプを採用されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	質問	各種契約	6	第2	1			「・・・各種契約を締結する」とありますが、契約書の案はどのタイミングで、どの契約が公表されるのでしょうか。	詳細は公告時に示します。
38	質問	契約締結	6	第2	1			「優先交渉者として選定された者と価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に施工並びに維持管理・運転業務に係る各種契約を締結する。」との記載がありますが、価格交渉は、施工、維持管理・運転業務の各々について行うのでしょうか？一括で行うのでしょうか？	本事業の各契約は不可分一体の事業契約であるため、価格交渉は複数の価格交渉を一括して行います。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
39	質問	契約締結	6	第2	1			「交渉が成立し場合に施工並びに維持管理・運転業務に係る各種契約を締結する」とありますが、設計に係る価格はどの様に決まるのでしょうか？	設計に係る参考額は、公告時に提示します。優先交渉権者決定後、見積合わせを行います。
40	質問	見積書	7	第2	2			令和3年12月22日(水)に提出する見積書の見積範囲、内訳等のご指定はありますでしょうか。	見積対象は、以下のとおりです。 ・設計業務（汚泥脱水設備等、バイオマス受入設備、導管注入設備） ・施工業務（汚泥脱水設備等、バイオマス受入設備、導管注入設備） ・維持管理業務（汚泥処理施設） また、内訳の様式は、公告時の様式集に示します。
41	意見	募集及び選定スケジュール	7	第2	2			公告内容に対する質疑について、発注者及び応募者の認識齟齬を防止するためにも二回目の質疑・回答の機会を設けていただけませんか。	ご意見として承ります。
42	意見	質疑	7	第2	2			質疑回答の個別対応を要望致します。	ご意見として承ります。
43	質問	技術提案書の分量	7	第2	2			令和3年12月22日(水)に提出する技術提案書の様式は後日公開されると想定しますが、分量についてご教示ください。	第2の4項の(2)に示す技術提案項目に対し、1項目当たり3枚(A3版)程度を想定しています。詳細は公告時に示します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
44	質問	提出する見積りの内容	7	第2	2			令和3年12月22日(水)に見積書を提出することになっていますが、このときの見積提出はどの範囲でしょうか。令和3年5月の説明会では民設民営の消化ガス有効利用における消化ガスの売却額のみとのご説明でしたが、変更等がございましたらご教示願います。	No. 40の回答を参照ください。
45	質問	提出する見積りの内容	7	第2	2			令和4年1月20日(木)、令和4年1月21日(金)に「技術対話の実施(参考額提示)」とありますが、これは、神戸市様が応募者に提示する、もしくは、応募者が神戸市様に提示する、のどちらでしょうか。	市が応募者に提示するものです。
46	質問	事業期間終了時の措置	7	第2	3	(3)		事業期間終了時の措置として、「原則として現状回復とする。」とありますが、現状とは何時の時点の事を指しますでしょうか。	現状とは、有効利用設備の建設前の時点を指します。
47	質問	共同企業体の形態	8	第2	3	(1)		応募者の形態(単独企業、コンソーシアム、又は共同企業体)、共同企業体で応募する場合の形態(甲型、乙型)については指定はなく、構成企業間で自由に決定しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	質問	代表企業	8	第2	3	(1)		代表企業は施工を行う企業の代表企業が担い、各種協議及び価格交渉並びに契約締結等の一切の窓口を担うとのことですが、この窓口は、維持管理を行う企業、本事業の運営を行う企業の窓口も担うとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
49	質問	応募者の変更	8	第2	3	(1)	⑤	代表企業をはじめ、各種役割を担う企業の変更につき、特段の事情として許容される条件についてご教示ください。	企業の倒産等を想定しています。
50	質問	配置技術者	10	第2	3	(3)	1)	① 施行に関する設計を自ら行う予定の場合、管理技術者と設計主任技術者は兼務することができるが、設計主任技術者と照査技術者を兼務することはできない。また、現場代理人・主任技術者（監理技術者）・専門技術者は、管理技術者・設計主任技術者・照査技術者を兼務することができるとの記載がありますが、最低2名の配置が必要との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
51	質問	施工に関する設計を自ら行う予定の場合	10	第2	3	(3)	1)	① 設計に係る管理技術者、設計主任技術者、照査技術者は、本事業とは別の他案件と兼務しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	質問	施工に関する設計を自ら行う予定の場合	10	第2	3	(3)	1)	① 機械設備に係る設計業務と電気設備に係る設計業務を1企業が実施する場合、(ア)を満足する技術士を最低2名配置することで宜しいでしょうか。 それとも、機械設備に係る設計業務で最低2名、電気設備に係る設計業務で最低2名の計最低4名の配置が必要でしょうか。 技術士の人数は限られておりますので、前者(最低2名)でよいものとしていただくことを要望します。	機械設備に係る設計業務と電気設備に係る設計業務を1企業が実施する場合、(ア)から(ウ)を満足する設計技術者を最低2名配置してください。
53	質問	技術者配置	12	第2	3	(3)	3)	①ア 同一の企業で機械設備工事及び電気設備工事を担当する場合、工事期間中に配置する主任技術者又は監理技術者は1名で良いと考えて宜しいでしょうか。	建設業法に基づいて、適切な配置をしてください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
54	質問	各業務における入札参加資格要件	12	第2	3	(3)	3)	①共通 ア	「～各工事を担当する構成企業が当該工事期間中に主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置すること。」とありますが、製作期間中の主任技術者又は監理技術者は専任でなくてもよいと理解しますが宜しいでしょうか。(現場施工期間の主任技術者又は監理技術者は専任である必要があると理解します。)	ご理解のとおりです。
55	質問	各業務における入札参加資格要件	12	第2	3	(3)	3)	①共通 ア	民設民営で行う、消化ガス有効利用設備の建設においては、応募者が発注者となるため、元請となる施工業者(応募者が発注した業者)が、建業法で定められた発注金額に応じて、主任技術者又は監理技術者の配置を行う(応募者は配置技術者が不要)と理解しますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	質問	各業務における入札参加資格要件	12	第2	3	(3)	3)	①共通 ア	配置予定技術者の申請(届出)は、複数人でも宜しいでしょうか。また、工事期間中における監理技術者又は主任技術者は、申請した配置予定技術者のいずれかであれば、工事期間中に変更は可能と考えて宜しいでしょうか。	配置予定技術者の複数人での申請は、可能ですが、工事期間中の技師の変更は、正当な理由がある場合に限り、本市の承諾を得た上で可能です。
57	質問	各業務における入札参加資格要件	12	第2	3	(3)	3)	②機械 ウ	「汚泥脱水設備の固形物量が日最大10t/日以上」の施工実績工事を求めているのではないと理解しますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 処理対象固形物量が日最大10t/日以上の終末処理場における、脱水機の新設又は更新の元請としての実績を指します。
58	質問	施工実績	12	第2	3	(3)	3)	③	「汚泥処理に係る電気設備工事(自社で製作した動力制御盤を用いたものに限る。)を元請けとして平成18年度以降に完成させた施工実績があること。」とありますが、本事業で納入する機器についても、自社製作が条件でしょうか。	自社製作が条件です。 なお、自社製作とは自社による設計、品質保証を含む製作のことです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
59	質問	技術者配置	12	第2	3	(3)	3)	③イ	電気設備工事の施工実績に関して、機械設備工事で納めた機械設備付属の動力制御盤も対象実績と考えて宜しいでしょうか。	汚泥処理に係る機械設備工事を元請として平成18年以降に完成させた実績があり、その工事で納めた機械設備付属の動力制御盤（自社製作）は対象実績とします。 詳細は公告時に示します。
60	質問	入札参加資格要件	12	第2	3	(3)	3)	③電気イ	B-DASH事業における施工実績でもよろしいですか。	B-DASH事業における施工実績は認められません。
61	質問	入札参加資格要件	12	第2	3	(3)	3)	③電気イ	機械設備工事として発注された機器に付属する動力制御盤(例えば生物脱臭装置の動力制御盤)も施工実績として認めていただけますか。	No. 59の回答を参照ください。
62	質問	各業務における入札参加資格要件	12	第2	3	(3)	3)	③電気イ	ここでいう「汚泥処理に係る」というのは、汚泥焼却設備も含まれると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	質問	各業務における入札参加資格要件	12	第2	3	(3)	4)		バイオマス受入設備の維持管理に係る構成企業が複数に跨る場合、①及び④の要件を少なくとも1社が満たすことでよいと理解しますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
64	質問	維持管理業務を実施する者	12	第2	3	(3)	4)	④ 維持管理業務に係る代表企業と産業廃棄物処分業を取得する協力企業を分ける場合において、1次審査資料の中では、産業廃棄物処分業を取得する協力企業については、協力企業とだけ記載しておいて宜しいでしょうか。(具体の企業名は明記しない)	詳細は公告時に示します。
65	質問	産業廃棄物処理業の許可の取得	12	第2	3	(3)	4)	④ 産業廃棄物処理業の許可の取得は、参加資格確認基準日ではなく、貴市が既存の汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の産業廃棄物処理施設設置許可を取得した後で良いように読めますが、その解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	質問	参加資格確認書類	12	第2	3	(3)	4)	④ 産業廃棄物処理業の許可の取得は、参加資格確認基準日ではなく、貴市が既存の汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の産業廃棄物処理施設設置許可を取得した後で良い場合は、参加資格確認申請書においてはどのような書類を提出したら宜しいでしょうか。	産業廃棄物処分業の許可の取得は、本市が既存の汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の産業廃棄物処理施設設置許可を取得した後です。参加資格申請書には、処分業の取得予定者を記載してください。
67	質問	各業務における入札参加資格要件	13	第2	3	(3)	4)	④ 「産業廃棄物処理施設設置許可の取得後に、産業廃棄物処分業を取得していること」という条件になっていますが、処分業取得が将来のことであるため、現時点では、「取得することを旨とする会社」と読み替えても宜しいでしょうか。 また、実際に処分業が取得できなかった場合、応募企業を変更することは可能でしょうか。	処分業の取得予定者を記載してください。処分業が取得できなかった場合、応募企業の変更は認めますが、変更による事業開始遅延は事業者のリスクです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
68	質問	参加資格確認書類	13	第2	3	(3)	4)	④	貴市が、「既存の汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の産業廃棄物処理施設設置許可の取得」とありますが、改築するバイオマス受入設備、並びに汚泥消化設備が許可施設に該当する場合の、産業廃棄物設置許可取得は、事業者の所掌範囲となるのでしょうか。	改築するバイオマス受入設備及び汚泥消化設備は、許可対象施設に該当しませんが、該当する場合は、本市において産業廃棄物処理施設設置許可の取得を行います。
69	質問	各業務における入札参加資格要件	13	第2	3	(3)	4)	④	既存の汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の産業廃棄物処理施設設置許可は貴市にて取得いただけるものと理解しますが宜しいでしょうか。また、更新後の汚泥脱水設備(搬送・貯留の補機類含む)も産業廃棄物処理施設設置許可は必要になると考えますが、許可は貴市が取得されるものと考えますが宜しいでしょうか。	既存の汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の産業廃棄物処理施設設置許可は、本市にて取得を行います。また、更新後の汚泥脱水設備等においても、本市にて取得を行います。
70	質問	参加資格の確認	13	第2	3	(4)			バイオマス受入れにあたっての、産業廃棄物処分業取得要件について、(3)、4)、④では貴市が「産業廃棄物処理施設設置許可の取得後に…取得していること」とありますこと及び3頁、第1、1、(6)、4)、②に「供用開始までに維持管理・運営に必要な産業廃棄物処分業の取得を行うこと」とありますことから、産業廃棄物処分業については、参加資格確認申請書提出期限の最終日において取得している必要はないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	質問	優先交渉権者決定基準	14	第2	4	(2)			ここに記載されている評価基準には、2次審査で提出を求められている見積書に関する項目はありません。優先交渉権者決定に提示する見積額、及び改善見積額は何ら影響しないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
72	質問	技術提案に関する基準	14	第2	4	(2)		バイオマス受入れ事業について、事業リスクを加味し、バイオマス受入事業を行わないことをご提案した場合、優先交渉権者決定基準において減点対象となりますでしょうか。	バイオマス受入事業は、本事業の目的における重要な項目の一つです。このため、バイオマス受入事業を行わない場合には、要求水準未達となり、欠格条件となりますので、留意してください。
73	質問	優先交渉権者の選定	14	第2	4	(2)		技術提案に関する基準として、理解度・主たる事業課題に対する提案能力・市への収入効果の分類がされていますが、見積額は、優先交渉権者の選定において、基準とはならないのでしょうか？	見積額は、優先交渉権者の選定における評価項目ではありません。
74	質問	優先交渉権者の選定方法	15	第2	4	(3)	2), 5)	技術審査では、「各応募者から提出された技術提案書を基に採点を行う。」とありますが、あわせて提出する参考見積書が貴市の事業費(実施方針(案)5頁(9)に記載)を超過している場合、当該技術提案書の採点における取扱いについてご教示ください。採点されず失格扱いとなるのでしょうか。	見積額は、優先交渉権者の選定における評価項目ではありません。また、参考額を超過した場合も失格にはなりません。
75	質問	優先交渉権者の選定方法	15	第2	4	(3)	3)	技術対話において、技術提案に関する事項のみの対話をすると記載がありますが、項7の選定スケジュールには、技術対話(参考額提示)とあります。「参考額」とは何を指すのでしょうか。	第1の1項の(5)に示す①から③の本市が想定する事業費の参考額を指します。
76	意見	公表	15	第2	4	(3)	4)	「技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。」とありますが、公表する内容に応募者の秘密情報を含む場合がありますので、事前に公表内容につき応募者に確認頂きたくお願い致します。	ご意見として承ります。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
77	意見	公表	15	第2	4	(4)	1)	「本市は必要な範囲において公表等を行うことができる。」とありますが、公表する内容に応募者の秘密情報を含む場合がありますので、事前に公表内容につき応募者に確認頂きたいをお願い致します。	ご意見として承ります。
78	質問	応募者の提出書類	16	第2	5	(1)		一次審査では、事業者説明会で提出の可能性が示唆された「提案書の骨子のようなもの」を提出することはない(資格審査のみ)との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	質問	契約締結	17 18	第2	6	(6)- (10)		価格交渉成立後に各フェーズ毎に契約締結を実施しますが、契約締結するのはJV(あるいは単独企業)なのかSPCなのかどちらでしょうか?契約スキームのご提示をお願いします。	本事業の企業構成は、事業者の提案(単独又は共同企業体又はSPC等)によるものとなります。 なお、事業契約は、別紙1に示す各契約から構成します。
80	質問	基本協定の締結	17	第2	6	(2)		基本協定を締結する優先交渉者とは、代表企業のみとの認識で宜しいでしょうか。それとも構成企業すべて連名で締結するのでしょうか。	基本協定は、代表企業をはじめ、全ての構成企業を連名で契約を締結します。
81	質問	設計業務委託契約の締結	17	第2	6	(3)		設計業務委託契約の契約価格の決定方法をご教示ください。見積合わせになりますでしょうか。	見積り合せとなります。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
82	質問	価格協議	17	第2	6	(4) (5)		優先交渉権者決定後の手続きとして、応募者の技術提案に基づく設計内容及び見積額と、参考額・予定事業規模との乖離を無くすことを目的として価格交渉を行うとのことですが、参考額・予定事業規模はどの様に算出されるのでしょうか？優先交渉権者の見積額は参考として頂けるのでしょうか？	第1の1項の(9)に記載のとおりです。
83	質問	設計及び価格の協議方針	17	第2	6	(4)		設計内容及び価格に関する協議は、技術提案に基づく設計内容及び見積額と参考額の乖離を無くすことが目的であるため、設計は技術提案を基に行われると考えます。この場合、実施設計は、要求水準書(案)には「前提条件書」を基に行うとあるため、「前提条件書」も技術提案を基に作成されるものと考えますが宜しいでしょうか。	実施設計の手順と前提条件書等については、別紙要求水準書(案)の第4の3項を参照ください。
84	質問	基本契約の締結	17	第2	6	(6)		基本契約を締結する優先交渉者とは、代表企業のみとの認識で宜しいでしょうか。それとも構成企業すべて連名で締結するのでしょうか。	基本契約は、代表企業をはじめ、全ての構成企業を連名で契約を締結します。
85	質問	優先交渉権者決定後の手続き	17	第2	6			各契約は、一次審査の際に申請した企業が単独もしくは共同体として契約者となるとの理解で宜しいでしょうか。	基本協定及び基本契約は一次審査時に申請された企業(単独又は共同体)と契約します。また、その他の各契約(設計業務委託、工事請負、維持管理業務委託、事業)については、一次審査に申請された企業のうち、当該契約に係る企業に対しての契約となります。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
86	質問	工事請負契約	18	第2	6	(7)		<p>本事業の工事請負契約は、全体で一括契約、もしくは設備ごとの個別契約のどちらになりますか。</p> <p>バイオマス受入設備に産業廃棄物処理施設設置許可が必要な場合は、当該施設の許可を取得するまで全体の着工が出来ませんので個別契約と理解しますが宜しいでしょうか。</p>	<p>事業契約は、別紙1に示す各契約から構成します。</p> <p>バイオマス受入設備の産業廃棄物処理施設設置許可が必要な場合においても、他の汚泥脱水設備及び導管注入設備の工事着工は可能です。</p>
87	質問	現状回復の時期	20	第3	2	(3)		<p>「消化ガス有効利用事業の施設及び設備は、事業期間終了時若しくは本市又は事業者の解除により終了する時は、原則として原状回復」とあります。原状回復とは設備設置前に戻すことを意味していると理解しており、撤去工事を実施することになると考えています。本設備の維持管理・運営期間は令和26年3月31日までですので、令和26年4月1日以降に撤去する、と考えますが宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
88	質問	事業期間終了	20	第3	3	(1)		<p>事業期間終了措置として「消化ガス有効利用事業」の原状回復の意味は更地に戻すとの理解で宜しいでしょうか。また、原状回復に際し、本事業で施工した杭なども対象となりますでしょうか。</p>	<p>No. 46の回答を参照ください。</p>

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
89	質問	モニタリング	20	第3	3	(2)		貴市が行うモニタリング内容及び頻度等についてご教示願います。	必要に応じて適宜行います。
90	質問	事業終了後の性能担保の責任	20	第3	3	(3)		「事業期間終了時から1年間において、本事業の対象施設について要求水準書等及び実施設計で定めた仕様及び性能等を満足する状態に保持」とありますが、終了後の管理状況不備等による性能未達については、貴市の責任範囲との認識でしょうか。また、管理状況不備等以外であるとの証明については貴市が行い、受託者と協議を行うとの認識でしょうか。	事業期間終了時の施設機能の確認については、別紙要求水準書(案)の第7の2項に詳細を示しています。ここで、引継ぎ時における機能確認、対象施設の引渡し、事業期間終了時の施設の状況について明文化しており、この条件を基に、適宜判断を行います。
91	質問	工事完成、引渡時	20	第3	3	3)		引渡時の検査対象として汚泥脱水設備等及びバイオマス受入設備が挙げられていますが、民設民営の「消化ガス有効利用設備」については、対象外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	質問	添付資料1 事業スキーム						DBO部分・公設民営部分・民設民営部分は、それぞれ別の契約となる理解で宜しいでしょうか。	各事業は、それぞれ別契約としますが、それぞれが関連する事業であることから、基本契約書において、不可分一体の事業契約として締結する予定です。
93	質問	添付資料1 事業スキーム						DBO部分・公設民営部分・民設民営部分の契約は、それぞれ事業者が異なっても宜しいでしょうか。それとも、代表企業は全ての契約当事者に含まれる必要がありますでしょうか。	基本協定及び基本契約については、全ての構成企業での契約となりますが、その他各契約は、該当する企業との個別契約となります。代表企業が全ての契約に含まれる必要はありません。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
94	質問	添付資料1 事業スキーム	2					本事業には、DBO、包括的民間委託、公設民営、民設民営の4つの事業方式が混在していますが、総合的にこれらの事業を運営するためのSPCの設立の必要性については事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	質問	添付資料2 リスク分担表	2			※1		「※1_発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定する。」とありますが、法人税の新設・変更に関するもの以外のその他、本事業に直接的影響を及ぼす税制度の変更が発生した場合は、請負代金額について必要と認められる変更をして頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	協議によります。
96	質問	添付資料2 事業に係るリスク 分担 契約締結	2			No. 3		「事業者の帰責事由による」契約締結の遅延・中止、とありますが、事業者に帰責事由があるとされる具体例をご教示ください。	設計業務の遅延などが挙げられます。
97	質問	添付資料2 リスク分担表	2			No. 5		リスク分担表で「市が取得すべき許認可・届出の遅延に関するもの」は市の負担となっていますが、具体的な負担内容はどのようなものでしょうか。 また、上記遅延により供用開始時期が遅れ、事業期間が短縮(減価償却期間が短縮)された場合においても、本市への支払いとなる処分料及び使用料の単価は、変更がないものと理解しても宜しいでしょうか。	産業廃棄物処理施設設置許可の申請です。 また、処分料及び使用料の単価変更については、ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
98	意見	添付資料2 事業に係るリスク 分担 第三者賠償	2			No. 16		施設の老朽化・劣化に起因する第三者賠償のリスクにつき、本事業で新規に設置する施設・設備については事業者が負担するものとされています。 しかし、かかる施設・設備（消化ガス有効利用事業に係るものを除く。）に関しても、設計、施工及び維持管理・運営に契約不適合がある場合を除いては、事業者の努力で回避することはできないことを踏まえ、このような場合以外は貴市においてご負担いただきたく、ご検討をお願いいたします。	本事業で新規に設置する施設・設備については、委託レベルを3としています。ここでいうリスクは、老朽化又は劣化に起因する第三者賠償です。このため、事業者にて修繕計画を策定した上で、事業者判断にて、修繕を実施することとなりますので、原文のとおりで変更はありません。
99	質問	添付資料2 リスク分担表	2			No. 31		「各種制度の適用を受けられなかった場合。」とありますが、どのような制度を想定されていますでしょうか。 また、上記の場合でも貴市に帰責事由がある場合は貴市が負担すると理解して宜しいでしょうか。	例えば、消化ガス有効利用事業において、固定価格買取制度（FIT）を利用する場合において、当該制度の適用を受けられなかった場合などです。 なお、帰責事由は、特定することが困難なことが多いため、リスク分担表の※1に示すように、発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定します。
100	質問	添付資料2 リスク分担表	2			No. 31		「各種制度の適用を受けられなかった場合。」とありますが、発電事業をおこなう場合、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）について、事業者の帰責事由以外で優先交渉者の決定が遅れ、令和4年度内にFIT認定を取得できなかった場合、令和5年度以降の調達価格は未決定なため、39円/kWhが低下する可能性があります。この場合、消化ガス有効利用の事業採算性が悪化し、消化ガス買取単価が低下する可能性がございます。事業者の帰責事由以外でP7に記載の優先交渉者の決定、及び基本協定の締結時期が遅れる場合、設計変更及び所要の契約変更（契約金額を含む）の対象になると考えて宜しいでしょうか。	ご質問の想定以外にも、事業者でも本市でもない事由で優先交渉者の決定が遅れる場合もあります。この場合は、リスク分担表の※1に示すように、発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
101	質問	添付資料2 リスク分担	3			No. 34		リスク分担表の34項目「共通-価格交渉」において、市と優先交渉権者が行う価格交渉が成立しない場合のリスク負担者は事業者に○が記載されていますが、この場合のリスクとは、①契約締結に至らないリスク、②予定事業規模と見積額に乖離がある場合でも予定事業規模での契約締結のどちらでしょうか？	①契約締結に至らないリスクです。
102	質問	添付資料2 事業に係るリスク 分担 価格交渉	3			No. 34		「市と優先交渉権者で行う価格交渉が成立しない場合」のリスクが事業者となっていますが、これは事業者内の費用負担等を求めるものであり、神戸市様や次順位の事象者等で発生する費用等を事業者が負担するものではない、と認識して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	質問	添付資料2 事業に係るリスク 分担	4					汚泥処理の悪化が明らかに水処理に起因していることが判明した場合のリスク負担者は、貴市と考えてよろしいでしょうか。	ここで言う明らかに水処理に起因したという事象設定を現時点で行うことはできないため、ご質問のような事象の場合には、リスク分担表の※1に示すように、発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定します。
104	質問	添付資料2 事業に係るリスク 分担	4					水処理の悪化が明らかに返流水に起因していることが判明した場合の負担者は、市又は事業者のどちらですか？	リスク分担表の※1に示すように、発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
105	質問	添付資料2 事業に係るリスク 分担 施設・設備の契約 不適合	4			No. 56		本事業で新規に設置する施設・設備につき、維持管理業務段階で契約不適合が見つかった場合のリスクは事業者が負担することとされています。 ここにいう「契約不適合」とは、維持管理・運営にかかる契約不適合責任とのご趣旨であり、施設・設備の設計・施工に係る契約不適合は、設計業務委託契約及び工事請負契約における契約不適合に関する契約不適合責任期間等の規定によるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	意見	添付資料2 事業に係るリスク 分担 施設の破損	4			No. 56		施設・設備の老朽化・劣化に起因する施設の破損によるコスト増大のリスクにつき、本事業で新規に設置する施設・設備については事業者が負担するものとされています。 しかし、かかる施設・設備（消化ガス有効利用事業に係るものを除く。）に関しても、維持管理・運営に契約不適合がある場合を除いては、事業者（維持管理業務を実施する者）の努力で回避することはできないことを踏まえ、このような場合以外は貴市においてご負担いただきたく、ご検討をお願いいたします。	No. 98の回答を参照ください。
107	意見	添付資料2 事業に係るリスク 分担 技術革新	4			NO. 61		技術の陳腐化、新技術採用に係るコストを事業者が負担するものとされていますが、かかる事由の発生は事業者においてもコントロールし得るものではないため、貴市においてもリスクを分担していただきたく、ご検討をお願いいたします。	陳腐化やラインナップ刷新による維持、補修部品等の供給停止に対応する代替品の使用コストなどを想定しています。従って、本市でこのリスクを分担することはありません。
108	質問	添付資料3 質問・意見書	様式1					本質問・意見書に対する回答は契約書の一部に含まれると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、回答文に「予定」又は「想定」しているという表現を用いている場合は、本書での回答が確定したものではなく、後日公表する公告時の公表資料にて詳細を示すことを指します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
109	質問	履行保証保険						<p>本事業において、履行保証保険の加入は必須ではないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約保証金の納付に代えることができるものとしては、有価証券等の提供、本市が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証、債務の不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約があり、履行保証保険の加入が必須とはなりません。</p>
110	質問	予定価格 低入札価格制度						<p>予定価格及び低入札価格調査制度の設定有無は入札公告において公表されるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業において、予定価格の公表は行いません。技術提案・交渉方式を採用していることから低入札価格調査制度の導入は行いません。</p>